

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成 16 年条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第1(第2条関係) (1) グラウンド	別表第1(第2条関係) (1) グラウンド

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市八千代中央グラウンド	安芸高田市八千代町佐々井11544番地1	市長
(略)		

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧川根小学校体育館	安芸高田市高宮町川根1920番地	市長
(略)		

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第2(第3条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
安芸高田市八千代中央グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで
(略)	

(2) 体育館

名称	休日
旧川根小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に当たる場合にはその翌日)
(略)	(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

名称	位置	管理を行う者
旧郷野小学校グラウンド	安芸高田市吉田町桂234番地	市長
安芸高田市八千代中央グラウンド	安芸高田市八千代町佐々井11544番地1	市長
(略)		

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧郷野小学校体育館	安芸高田市吉田町桂234番地	市長
旧川根小学校体育館	安芸高田市高宮町川根1920番地	市長
(略)		

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第2(第3条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
旧郷野小学校グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで
安芸高田市八千代中央グラウンド	
(略)	

(2) 体育館

名称	休日
旧郷野小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に当る場合にはその翌日)
旧川根小学校体育館	
(略)	
	(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当たり

施設名称	金額	
	グラウンド	照明設備
安芸高田市八千代中央グラウンド	340円	1,360円
(略)		

1から3まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

(4) 附属施設

(表は省略)

1時間当たり

施設名称	金額	
	グラウンド	照明設備
旧郷野小学校グラウンド	200円	—
安芸高田市八千代中央グラウンド	340円	1,360円
(略)		

1から3まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

(4) 附属施設

(表は省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。